

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成 26 年 7 月 25 日（金） 10:00～12:00
 2. 場所 県庁北新館 5 階 5-A 会議室
 3. 議題 南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 市川会長、和田副会長、石森委員、浦部委員、中井委員、中嶋委員、平山委員、松四委員
 5. 内容 関係機関意見等への対応について事業者より説明および質疑応答、および審査会意見作成にあたっての質疑応答
-

【議事概要】

○議題について

[事業者が関係機関意見等への対応について説明]

（会長）それでは、委員の皆様から、事業者への御質問などありましたらよろしくお願ひいたします。

（委員）前回、ビオトープについて意見を述べました。草津市と協議をしてよりよいものをつくっていかれるということ、維持管理も住民の方で新規の方を取り込んでいかれるということですが、保全の対象となっている植物は比較的地味な田んぼに生息するような植物で、特に新規の住民には、なぜこのような作業をするのかというモチベーションがあがりにくいと思います。

特に、植物の保全のことを文系の大学生に教えていても、植物を守ることがあるのだということを言われるぐらいですので、こういった草みたいな、花を派手につけるわけでもない植物を守るためにいろいろ作業を行わなければならないというのは、なかなか継続が難しいのではないかと思います。

ですから、保全のためには、もっと象徴種など、例えば、木に花を咲かせる植物や、動物などを守っていかうとすることで、まわりの植物や地味な生態系を構成するような生物が守られていくことにつながるがありますので、住民の方々がモチベーションを保っていくために、もっと目的を魅力的にする必要があると感じました。

例えば、目玉をつくるということで、ここに水田に生息するミズワラビなどがありますので、現実的かはわかりませんが、住宅地の中で稲をつくって栽培してみようとか、あるいは、メダカやカエルなどがこうした湿地環境にはいると思いますので、メダカ、カエルやトンボなどをこうした公園で育てようといった動機づけがあつて、そうすれば小さい子

供のいる親御さんなど新規住民を巻き込みやすいと思うので、そのようなモチベーションを維持できるようなことをしていく必要があると感じました。

(会長) モチベーションを維持すること、高めるということに対して、何かお考えはありますか。

(事業者) 大変、参考になる御意見をいただいてありがとうございます。

現時点では、対象種を保全するためのビオトープの維持管理体制づくりの検討を進めておりまして、モチベーション維持というところは、また検討が進んでいない状態ですが、今いただいたお話は大変参考になる場所ですので、モチベーション維持につながるような仕掛けづくりを進めていきたいと考えております。

(委員) 今、委員がおっしゃったことと非常に関連が深いと思いますが、ビオトープを維持されるのに、活動をするための理由づくり、公民館の活用、資金の調達など色々な工夫を考えられていますが、それらを含め巻き込んでいけるような工夫を引き続き考えていただけたらとよいと思います。

例えば、そのビオトープ公園に保全対象になっている希少種が10種類あるなら、その10種類の写真と同じものを探していくというようなゲーム感覚の取組みなど、なぜこの公園があるのかということが、公園にいけばわかるという工夫があると良いと思いますので、引き続き検討していただけたらと思います。

(事業者) 今のゲーム感覚などはおもしろいと思いましたので、子供の目線でわかりやすいような、そういった維持管理の仕掛けというところを参考にさせていただきたいと思います。

(会長) そのあたりを3、4年後ぐらいに話し合いされるときに、リーダーになるころは、組織上どこになりますか。今の責任ある立場の方にいらっしゃいますか。

(事業者) 我々住民が主体となり、組合設立次第音頭を取って進めていき、南笠町内会、十禅寺川の景観を守る会という組織とともに、住民の皆さんの参加の場をつくっていきたいと考えています。

(会長) 現在の住民の方が主導的にされるということで、現時点ではそれ以上のことは望めないですね。

(委員) 現時点では、主に湿性植物などの保全を主目的としたビオトープを検討されてい

ますが、水管理の問題が出てくると思います。この予定地は水の供給と排水がスムーズにできる場所であるかどうか。おそらく圃場整備が終わっているのでポンプアップなどしないと水は入れられない場所と思いますが、あるいは、排水は近くの水路に出せるような場所かどうか、お伺いしたい。

(事業者) 現時点では、水の取り入れは、草津市の用水と上流に弁天池というため池があります。そこから下流に柳本池があり、それらから田んぼに入れています。

ですから、その弁天池を生かして、各地のほうに、あるいは、田んぼをするという目的地の方向に向かって用水をつけていって、自然に流れるようにしていきたいという考えもあります。水は、雨が降ったらありますが、夏などは池からの水でないといけないと思いますので、計画もしております。

(委員) もう一点、農業用水となると、冬場は大丈夫ですか。

(事業者) 冬場はそれほど水は要らないのでは。雪がふってきたら自然界では湿地になると思いますが、その辺、また考えて、水路をつけて入れるようにしていきたいと思っています。

(委員) 場所によっては、水利権の問題などで、農業用水は使えないという可能性があるかもしれないので、考えたほうがよいのではありませんか。

(事業者) 池の水は水利権というよりは、自然で流れていきますので、あふれたら水がいきますので大丈夫とは思いますが、用水の水は施設しかこないから田植時だけです。ですから、池の水を利用するような場所、環境や水路をつくってもらうように考えたいと思います。

(委員) ビオトープの件で追加します。先ほどのご説明で、ビオトープの設置に当たり草津市の公園緑地課と話をされており、市に移管されていくとのことですが、初期のときにコストを十分考えて協議しないと、後で住民が施設を維持管理するときに住民にとって非常に大きな負担になると思います。

池のような形のビオトープが作られるとなると底ざらえ等が重労働になるので、排出しやすい形にするなど、維持管理のしやすさやその予算を考えた整備を、色々な意見を聞きながら慎重に協議していくことが良いと思います。

先ほどの、弁天池などの用水を自然に流下させるという考え方は、非常にいい考えだと思います。ここにポンプなどをつけると、あとで何らかの問題が起こった場合、人を張りつける必要等、維持管理に対して住民の負担が大きくなってしまいます。

このようなビオトープ公園の整備を続けていくためには、維持管理も自分たちで行わなければならないことを踏まえて、最初は非常にコストがかかるかもしれないが、今後、一番自分たちが頻繁に通って整備ができるような公園を目指せるよう、草津市の公園緑地課と協議では色々な意見を聞きながら、考えていただきたいと思います。

(事業者) 貴重な御意見をどうもありがとうございました。

やはり、御意見いただいたように、まず維持管理に係るコストとか人手とか動力を十分考えた中で、最初の初期投資は御理解を得られればそういう方向で考えたいと考えております。

(会長) 草津市に移管して維持管理を自分ですることについて、土地購入のときに恐らく話をされるのでしょうか、あとで都市計画申請されますよね。契約書などに書かれて購入される方が義務を負うことになるのでしょうか。どの程度の制約がかかるのでしょうか。

(事業者) ビオトープをしたくないという人もいますので、そういう人には難しい。素案を購入者に御説明するところまでは確実に行います。その中で、向こうが参加を望んでいくかどうかは、今ここで、限定することもできません。

今の地権者の方々には組合発足時に御理解をいただいて、その後、新しく入って来られる方には御説明して、そういう中で入ってきていただけるのが一番いいのですが、そこを確定するところまでのしぼりは、現在のところまだございませんので、御説明して、交換会を企画したり、さきほど言われたように興味をひくようなところをつくっていくといったところでございます。

(事業者) 公園がある住宅地ができた事例で、利用者の方は公園の管理をするから参加してくださいということを契約に含めていいのでしょうか。

(会長) 最初にそのような都市計画地域が決まっていれば、おそらく承知して買われると思いますが、ここは、住民が入ってきてから都市計画を申請される。説明の努力は一所懸命していただけたと思いますが、場合によっては住民の方の反対によって、そのような都市計画の申請ができない場合もあるということですか。

(事業者) 草津市とも相談するなどして、前向きでいい方向に向かうようにしたいと思います。

(会長) ここで計画されていることは、こういうやり方でいいと思います。今の準備組合さんに言えることは、これに向かって一所懸命取り組みをしてくださいということです。

(事業者) わかりました。そのようにできるだけさせていただきます。

(委員) 緑化についてもいろいろと地区計画や緑化協定を検討していただいて、ありがたいと思っています。都市計画決定するのは住民が住んでからということですが、これは住民が住む前でも可能だと思います。一般的にディベロッパーが開発された場合は、住まれる前に地区計画を決めることになると思いますが、このことをご検討いただいているのかということ。

また、各戸の緑化に関して緑地率が何パーセントというような画一的な指標も必要ですが、それ以外に各戸の敷地における緑化もビオトープも川のことも含めて、緑豊かな住宅地としてここを育てていきたいんだという住宅地の考え方というものを、最初からうたっていただいて、買っていただける方にトータルでアピールできるような方法を、これは環境影響評価とは関係ないかもしれませんが、十分お考えいただければと思います。

もう一点、公園が6カ所から4カ所に集約されたことについて、草津市から要望があったということですが、その理由について教えていただきたいことと、公園が集約されてほこらが取り残されるようですが、公園化しない場合でもほこらが緑で覆われていることが必要かと思しますので、ほこらの周りが鎮守の森のように残っているのであれば、できるだけ残していただきたいと思います。

(事業者) 現状、ほこらには御神木がございまして、その周辺に少し木々がございまして、ほこらの周辺は少し公園として確保し、現在の状況がそのまま残る計画です。

(委員) それは、今後どのような管理をされますか。

(事業者) 公民館から少し東にあがったところが先ほど話があった鎮守の森で、それと十禅寺川の文字のところの丸のところの左側に公園兼古墳みたいな森があります。それが現状が残るところです。それ以外に公園ができます。

管理については、南笠公民館横の治田神社のほこらは町内の氏子さんなどが管理や周辺の整備をします。

十禅寺川の横の方は、おそらく周辺の田の地権者の方が草刈りなどをされていると思います。

(委員) このように整備されたときに、お祭りのときに支障があったりしませんか。

(事業者) 道路がありますし、社も一つありますが大丈夫だと思います。

(委員) 最初にお伺いました地区計画は販売される前に定めることは、検討はいただけないのでですか。

(事業者) 現在の予定では、販売する前に地区計画と緑地協定の素案を区画整理組合としてつくっていただき、その考え方を入って来られる方に御説明して保留地の販売に入っていきます。

その後、入ってこられた住民さんを入れて今度、それを確定したものとして将来計画として決定していく計画です。

(会長) 購入前には決定できないけれども、購入契約の際には、そういう都市計画の対象地域ですよということは説明されて販売されるのですね。

(事業者) 販売前に、まちづくりの素案、緑化など色々な考え方は区画整理組合に出していただいて、そういう御説明の中で保留地を販売して、入って来た住民がふえたところで、計画内容について皆さん合意した中で都市計画として決定していくというような手続きでございます。

(委員) そのお考えでは、都市計画決定には少々時間がかかりますので、理想的にはもちろん事前にしていただくほうがよいかもかもしれませんが、合意形成さえできればまたその上で住民が参加されるので、それをうまくもっていければよいと思います。ぜひ、なし崩しにならないことをお願いいたします。

(会長) ほかの先生方いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、事業者さんへの御意見、御質問は、出尽くしたようですので、次の議題として本件に対する審査会意見について審議したいと思いますよろしいでしょうか。

[事業者は傍聴席に変更]

それでは、審査会意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局が、審査会意見(案)を説明]

(会長) ありがとうございます。

では、協議に入る前に、本日欠席の委員もいらっしゃいますが、欠席の方からの意見の聴取はいかがでしょうか。

(事務局) 草津市から騒音に関する御意見をいただいておりますので、その分野の御専門の委員が本日御欠席の予定となっておりますため、あらかじめ事務局で事業者の考えに関する確認を行っております。

その結果、工事用車両の沿道騒音について気になる点はあるものの、事後調査計画に選定されており、必要に応じて追加の環境保全措置をする計画であることから問題ないでしょうとの御意見をいただいております。

また、本日御欠席の委員に昨日までに意見を聴取しておりましたが、御意見なかったことを御報告いたします。

以上の経過から、資料5の環境影響評価審査会案を事務局において作成しております。

(会長) ありがとうございます。

それでは、きょう御出席の先生方から。

(委員) 審査会意見案の4番について、地震による液状化の可能性については、ボーリングデータにおいて砂層が確認されることから、工事の施工により砂層の影響が確認された場合の対応について明らかにします、となっておりますが、意味が取りづらいので、工事の施工により砂層の影響が懸念された場合の対応について、と「確認」を「懸念」に直すほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

(会長) 事務局いかがですか。

(事務局) 御意見のとおり、影響が懸念された場合の対応についてと替えさせていただきたいと思います。

(委員) 審査会意見案の5番の動物については、第1回審査会からの22番としてカヤネズミの生息についての対応に関して出されていますが、以前の審査会において、前期の委員から水生生物についてかなり意見が出されたと思います。審査会として大きいのは、資料2の3ページ11番の動物のところ、いわゆる都市河川になること、今まで田圃であったところが住宅地になり水循環が変わることによる水生生物への影響の方が大きいのではないかと思います。資料2の11番は審査会意見の8番に集約されていますが、ここでは自然という形で大きく捉えられているので、できれば5番の動物の意見の後に、例えば、水循環の視点から水生生物への影響について配慮するといった記載があればよいと思います。

(会長) 文章は後で詰めるとして、水生生物への環境配慮について追記する。

事務局いかがでしょうか。

(事務局) わかりました。

(委員) 8番の人と自然の触れ合いの場について、今回の事業と直接は関係がないかもしれませんが、十禅寺川の人間への安全について追加したほうがよいと思います。

十禅寺川を前回見たところ改修は終わっており、護岸が非常に高く垂直になっています。上から見たところでは川の中央部分の水深は30cm以上ありそうで、例えば、小さい子供をそこに連れて入るのは、非常に危険な状態ではないかと思います。雨が降って増水すればさらに危険な状態になると思うので、恐らく小さいお子さんがいる住民の方は非常に気になるところでもあると思います。既に改修が終わっており、再度手を入れるとなると非常に難しいことで、恐らく県に対する長期間の陳情等が必要になってくるかとは思いますが、住民の安全性に関しては、今後、検討すべきこととして入れているほうがよいのではないかと思います。

(会長) 御指摘は非常に重要なことですが、アセスの意見としてこの安全ということについて、事務局いかがですか。

(事務局) 例えば、交通事故などの観点の安全性というのは、確かに環境影響評価とはまた別軸のことではありますが、重要なことではあると思います。

もしよろしければ、審査会意見案8番の後半を、人が近づける機能と生物の生息の機能について、安全性にも留意して明らかにすること、とすることが委員の御意見ではないか思います。

(会長) それでいかがですか。

(委員) 工夫して入れていただければよいと思います。

(会長) 審査会意見には余り長く書けないところがありますが、議事録に残りますので意図は伝わると思います。

(委員) 審査会意見案の7番のところ、整備の考え方、進め方および維持するためとありますが、維持管理としたほうがよいと思います。

(会長) 維持管理するためとしてよろしいですか。

(事務局) そのようにさせていただきます。

(会長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

確認いたしますが、審査会意見案の4番の2行目後半の「確認」を「懸念」と修正する。

5番で水生生物への環境配慮を追記する。

7番の「維持」を「維持管理」に修正する。

8番について、安全性にも配慮するということを追記する。

この4点だったと思いますが、いかがでしょうか。

では、今の修正追記をもとに審査会意見案を作成していただいて、最後の確認は私と事務局で行い審査会意見にしたいと思います。

以上で審査会を終了します。

[終了]